

別 紙

新型コロナウイルス感染症に対する本学の基本方針（学生用）

（令和4年2月3日改定）

本学の新型コロナウイルス感染症に対する警戒レベルを全て「レベル3」に引き上げ

1 医療人を目指す学生として、「3密の回避」「手洗いの励行」「不織布マスクの着用」は、いつ、いかなる場面でも徹底すること。

2 学内での活動について

- ・授業は、原則、遠隔授業とする。ただし、必要に応じて、学内PCR検査の実施など感染防御策を徹底したうえで対面授業を併用。（実験や技術演習等の遠隔では対応できない授業内容に限る。）
- ・学内への入構は、授業出席など必要時に限り認める。（学生以外の学外者の入構や施設利用は禁止となる。）
- ・登校時は、昼食や休憩時に「黙食」など大学や自治会が示したルールを厳守するとともに、マスクを外した状態での会話は避けるよう徹底。登校した際にはサーモグラフィーでの検温を確実に実施すること。
- ・課外活動（サークル）は原則禁止とする。

※臨地実習の対応については、別途、学科からの通知に従うこと。

3 学外での行動について

- ・学外では、感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意しながら常に行動すること。
- ・同居する家族以外との会食を自粛。県外の友人や家族・親せきなど、日頃顔を合わせない人との会食は特に控えること。
- ・アルバイトについては、他者との接触機会の多い業務など感染リスクの高いものは自粛。それ以外のものも体調不良時には従事しないこと。

※アルバイト先の感染リスクの区分は、「学生アルバイトに関する基本方針」の表1を参考に判断すること。

※臨地実習にかかわるアルバイトについては、同方針の表2を基準に判断すること。

4 県外への移動について

- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域への移動は原則禁止とする。
- ・上記のほか、感染拡大地域として本学が指定する地域（直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県；大学HPで公表）への移動については、やむを得ない場合を除き自粛を要請する。
- ・特別な理由により本学が指定する地域等に移動する場合は、あらかじめ家族とも相談の

うえでその必要性を慎重に判断するとともに、次の2点を遵守すること。

- ① 帰県翌日から7日間を健康観察期間とし、対面授業への出席はできないこととする（欠席扱い）こと。なお、健康観察期間終了後も10日間を経過するまでは、検温などを行い、健康状態に留意すること。
- ② 「県をまたぐ移動時の新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」を作成し、時間に余裕をもって事前にクラス顧問に必ず提出すること。チェックした遵守項目は必ず守ること。

5 健康管理等について

- ・毎日の健康管理に努め、体調不良時や医療機関受診時には「学生の健康チェックマニュアルフローチャート」に基づき大学に報告すること。
- ・P C R検査又は抗原検査を受ける場合（濃厚接触者の場合も含む）は、直ちに大学に連絡すること。

6 その他

このほか、授業実施や学内活動、県外移動、施設利用等に関する危機管理委員会、学科長、学生部長等からの別途指示や緊急要請をSTUメールで常に確認して適切に対応すること。

(参考資料・通知・様式)

- 感染リスクが高まる「5つの場面」
- 「学生アルバイトに関する基本方針」
- 「県をまたぐ移動時の新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」
- 「県をまたぐ移動時のフローチャート」
- 「学生の健康チェックマニュアルフローチャート」